

植生学会会長・運営委員選挙施行細則

植生学会会長・運営委員選挙施行細則

2018年10月20日改定

(趣旨)

第1条 本細則は、植生学会会則第18条及び植生学会運営委員会規則第3条に定められた、会長及び運営委員の選出に関する手続きを定めたものである。

(選挙管理委員会の構成)

第2条 会長及び運営委員の選挙事務を処理するため、会長・運営委員選挙管理委員会（以下、選挙管理委員会という）を置く。

2 選挙管理委員会委員長は正会員の中から会長が選任する。

3 委員（若干名）は委員長が指名する。

(投票実施方法)

第3条 選挙は正会員の互選（無記名投票）による。

2 選挙期日および候補者名簿は、役員の任期が満了する年度の総会の3か月前までに公示しなければならない。

3 投票は所定の投票用紙等を用い、選挙管理委員会が定めた期日までに到着するように投票しなければならない。

4 会長選挙用紙には候補者1名の氏名を記入する。ただし、運営委員会の推薦する会長候補者以外の候補者名も記入することができる。

5 運営委員選挙用紙には、運営委員会規則第3条第1項の1号委員（全国選出運営委員）候補者5名の氏名、及び北海道・東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の地区ごとの定員にそれぞれ1名を加えた数の2号委員（地区選出運営委員）候補者の氏名を記入する。ただし、1号委員欄に記入した候補者名と2号委員欄に記入した候補者名は重複しても構わない。

6 2号委員の人数は、投票締め切り日の2か月前の時点における各地区の正会員数をもとに会則にしたがって決定する。

7 会長候補者、運営委員候補者及び選挙人は投票締め切り日の2か月前の時点での名簿住所にもとづき、地区の所属が決定する。

(開票作業)

第4条 開票作業は委員長及び委員の立会のもと行わなければならない。

(当選者の決定)

第5条 会長・運営委員選挙の当選者は、役員の任期が満了する年度の総会の1か月前までに決定しなければならない。

第6条 会長選挙において、有効最多票を得たものを当選者とする。最多票で同得票数のものが複数のときは、年少者を当選者

とする。

2 運営委員選挙においては、有効票順に上位から当選者とし、末位に同得票数のものがあるときは年少者を当選者とする。

3 同一人が会長と1号委員及び/又は2号委員に当選した場合、その者は会長となり、1号委員及び/又は2号委員にはそれぞれ次点者を繰り上げる。

4 同一人が1号委員と2号委員の両方に当選した場合、その者は2号委員となり、1号委員には次点者を繰り上げる。

5 役員任期を全うすることが困難な会長・運営委員候補者は、選挙管理委員会の承認を経て、当選を辞退することができる。

6 当選者は総会及び植生学会誌の学会記事にて会員に公表する。

(個人情報の管理)

第7条 選挙管理委員会構成員は、個人情報の管理を徹底しなければならない。

(守秘義務)

第8条 選挙管理委員会構成員は、業務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第9条 本規則の変更は運営委員会の決議による。

第10条 会長および運営委員選出の手続きに関するその他の事項は、選挙管理委員会の判断により措置するものとする。

附則 1998年10月3日制定

1. 本規則は1998年10月4日から施行する。

附則 2001年10月6日改定

1. 本規則は2001年10月7日から施行する。

附則 2015年10月10日改定

1. 本規則は2015年10月11日から施行する。

附則 2016年4月25日改定

1. 本規則は2016年4月26日から施行する。

附則 2016年11月27日改定

1. 本規則は2016年11月28日から施行する。

附則 2018年10月20日改定

1. 本規則は2018年10月21日から施行する。